



下水道が使用できる区域

平成19年3月31日  
3年目となる区域

排水設備改造資金の融資あっせん

下水道を使用するには、トイレをはじめとする宅内の排水設備を改造することが必要です。この改造工事費が一度に皆さんの負担とならないように、市では金融機関から無利子で改造資金の融資を受けることができる「水洗便所改造資金融資あっせん制度」を設けています。

融資金額 公共下水道に接続するトイレが

- ・1箇所の場合・60万円まで
- ・2箇所の場合・80万円まで
- ・3箇所の場合・100万円まで

利子 無利子

返済方法 金融機関から融資を受けた月の翌月から元金均等の方法で毎月支払いします。元金の返済期間は60か月以内です。

対象 下水道が使用できることになった日から3年以内に排水設備工事（新築は除く）を行う方

※次の条件をすべて満たしている方に限ります。

- ①市税・水道料金および受益者負担金を滞納していないこと。
- ②返済能力を有すること。
- ③連帯保証人が1人以上いること。

取扱金融機関

- 岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合の市内に所在する各支店

申込方法

排水設備工事の契約時に指定工事店へ融資あっせんを希望する旨を伝え、排水設備等確認申請書と同時に書類を提出してください。

※平成16年4月1日から、下水道供用（使用）開始となった区域（本郷・論地・一池・穂田・青木・神明町の一部約24ha）については、平成19年3月31日をもって3年が経過し、この制度が受けられなくなります。詳しくは問い合わせください。

下水道使用料

下水道使用料は、使用者が下水道へ流した汚水の量（使用水量）に応じて納めてください。

例えば、水道水だけを使用している家庭などでは、水道水の使用量が汚水の排出量になり、井戸水など水道水以外を使用している場合の使用料は、使用人数や使用状況により排出量を決定し、計算します。

▼下水道使用料金（1か月あたり・消費税別）

基本使用料	従量使用料（1m <sup>3</sup> につき）						
	10m <sup>3</sup> 以下	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> 以下	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> 以下	500m <sup>3</sup> を超えるもの
450円	30円	85円	130円	150円	170円	190円	235円

▼計算例（2か月で40m<sup>3</sup>使用した場合）

基本使用料	450円 × 2（月）	= 900円
従量使用料	30円 × 20（m <sup>3</sup> ）	= 600円
	85円 × 20（m <sup>3</sup> ）	= 1,700円
消費税		160円
下水道使用料	計	= 3,360円（消費税込）

※水道水を2か月で40m<sup>3</sup>使用した場合には、納めていただく下水道使用料・水道料金は次のようになります。

下水道使用料	3,360円
水道料金	4,506円（口径13mm）
合計	7,866円（消費税込）

▼下水道使用料早見表

汚水量	下水道使用料
20m <sup>3</sup>	1,575円
30m <sup>3</sup>	2,467円
40m <sup>3</sup>	3,360円
50m <sup>3</sup>	4,225円
60m <sup>3</sup>	6,090円
70m <sup>3</sup>	7,665円
80m <sup>3</sup>	9,240円

（2か月あたり・消費税込）

▼排出汚水量の算出方法

区分	算定水量
水道水と井戸水を併用（家事用に限り）	水道の使用水量に、右記の井戸の算定水量の2分の1を加算した水量
水道水のみ使用	動力式ポンプ使用の井戸の場合 1世帯1人目は………1か月10m <sup>3</sup> 1人増すごとに ………1か月4m <sup>3</sup> を加算（手動式ポンプ使用の場合は右記の2分の1）